

●社会福祉法人による減免

介護保険サービスを行う社会福祉法人が、特に生計が困難な方に対して、法人が負担することを基本として、利用料を減額することができる制度です。

■対象となるサービス

訪問介護、通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設サービス・訪問型サービス・通所型サービス

■対象者区分と軽減割合

| 対象者区分 | | 軽減割合 |
|-------|-----------------------------------|------|
| (1) | 老齢福祉年金受給者で世帯非課税の方。 | 1/2 |
| (2) | 世帯非課税で要件を満たし、総合的に勘案し、生活困難と判断される方。 | 1/4 |
| (3) | 生活保護を受給している方。(居住費のみ) | 全額 |

※詳しい要件等については、介護保険課へお問い合わせください。

memo



5 介護保険料のしくみ

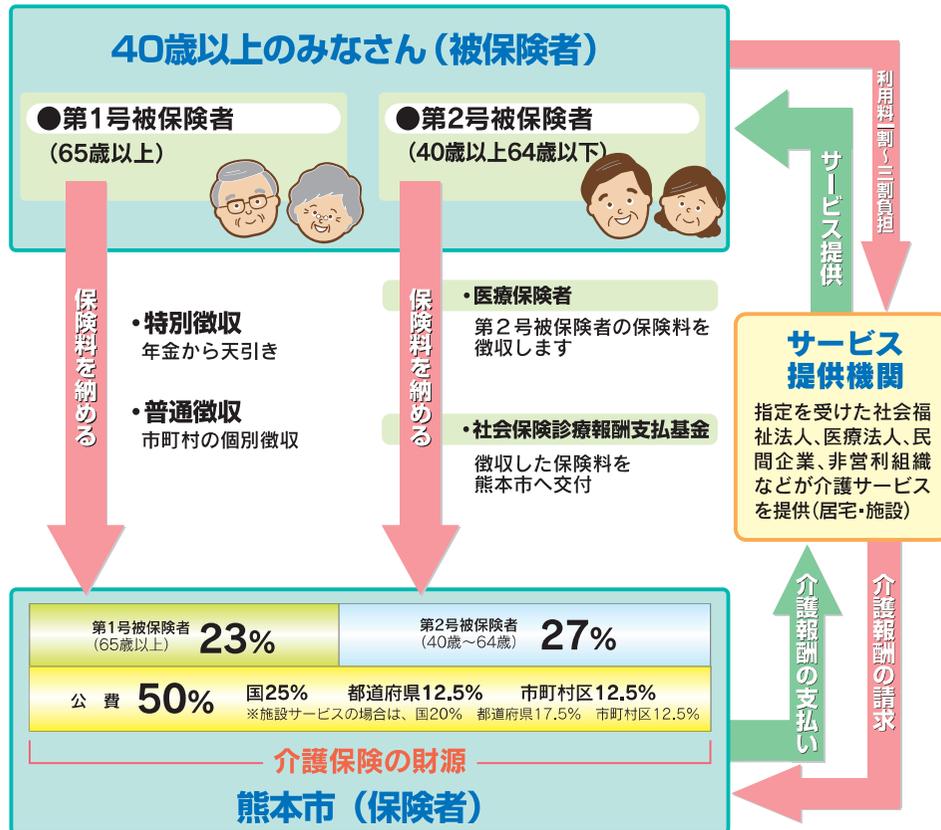
5 介護保険料のしくみ

介護保険の財源としくみ

●介護保険制度のしくみ

40歳以上の方には、介護保険料の支払い義務があります。

介護保険は、介護が必要な方を社会全体で支え合い、介護サービスに要する費用の半分(50%)を公費で負担し、残りの27%を40歳から64歳までの方が、23%を65歳以上の方が保険料として負担する仕組みです。

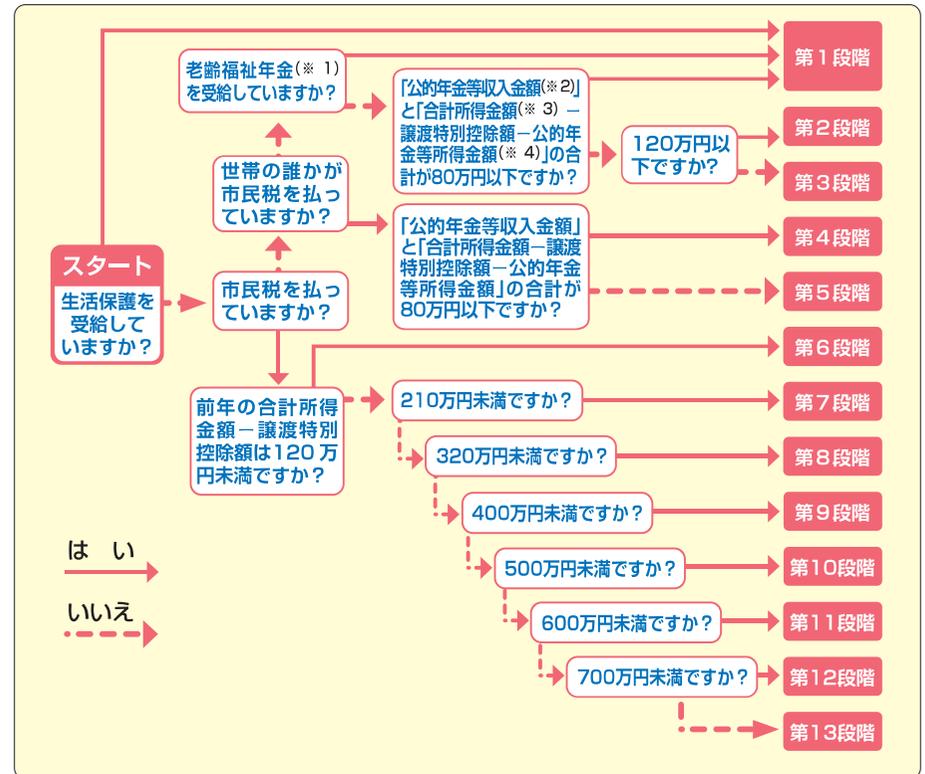


■65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

保険料は個人ごとに異なります。自分がどの段階の保険料にあたるかは、下記の表をご覧ください。

●介護保険料の算定方法

熊本市の令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の介護保険料基準額は年額76,800円(月額6,400円)です。基準額をもとに、本人の所得や世帯の市民税の課税状況に応じて13段階にわかれています。



(※1) 老 齢 福 祉 年 金： 明治44年4月1日以前に生まれた方などに支給される年金。

(※2) 公的年金等収入金額： 前年の税法上課税対象となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれない。

(※3) 合 計 所 得 金 額： 収入金額から必要経費などに相当する金額を差し引いた金額の合計額。(各種控除前の金額。合計所得金額が0を下回った場合には0とみなす)。第1段階~第5段階の方においては、給与所得がある場合、所得金額調整控除前の給与所得金額から10万円を控除した金額。第6段階~第13段階の方においては、給与所得または公的年金等所得がある場合、当該所得の合計額から10万円を控除した金額。

(※4) 公的年金等所得金額： 公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額。

【第8期(令和3年度(2021年度)~令和5年度(2023年度))の保険料段階表】

| 段階 | 対象者 | 料率 | 保険料月額 | 保険料年額 | |
|------------|--------------------------------|---|---------|----------|----------|
| 1 | 生活保護の受給者 | 0.3 | 1,920円 | 23,040円 | |
| | 老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合 | | | | |
| 2 | 世帯非課税 本人が市民税非課税 | 本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額-譲渡特別控除額-公的年金等所得金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の場合 | 0.375 | 2,400円 | 28,800円 |
| | | 本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額-譲渡特別控除額-公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合 | | | |
| 3 | 世帯課税 | 本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額-譲渡特別控除額-公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合 | 0.7 | 4,480円 | 53,760円 |
| 4 | 世帯課税 | 本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額-譲渡特別控除額-公的年金等所得金額」の合計が80万円を超える場合 | 0.875 | 5,600円 | 67,200円 |
| 5 (段階準) | | 本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額-譲渡特別控除額-公的年金等所得金額」の合計が80万円を超える場合 | | | |
| 6 | 本人の合計所得金額-譲渡特別控除額 本人が市民税課税 | 120万円未満の場合 | 1.2 | 7,680円 | 92,160円 |
| 7 | | 120万円以上210万円未満の場合 | 1.3 | 8,320円 | 99,840円 |
| 8 | | 210万円以上320万円未満の場合 | 1.5 | 9,600円 | 115,200円 |
| 9 | | 320万円以上400万円未満の場合 | 1.7 | 10,880円 | 130,560円 |
| 10 | | 400万円以上500万円未満の場合 | 1.8 | 11,520円 | 138,240円 |
| 11 | | 500万円以上600万円未満の場合 | 1.9 | 12,160円 | 145,920円 |
| 12 | | 600万円以上700万円未満の場合 | 2.0 | 12,800円 | 153,600円 |
| 13 | 700万円以上の場合 | 2.1 | 13,440円 | 161,280円 | |

※第1段階~第3段階までの料率は、公費投入により軽減されています。

●保険料の徴収

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料の支払い方法は、**「特別徴収(年金天引き)」**と**「普通徴収」**があります。

■特別徴収(年金天引き)

年額18万円以上の老齢・退職年金、障害年金、遺族年金を受給している方は、原則として、年金からの天引きとなります。(老齢福祉年金、恩給等は天引きの対象にはなりません)
また、天引き対象年金が2つ以上ある場合は、法令で定める優先順位により特別徴収を行います。
なお、次のような方は特別徴収の対象にはなりません。

<対象とならない方>

- ・複数の年金の合計が18万円以上でも、天引き対象の年金が18万円未満である方
- <一定期間を経なければ特別徴収が開始されない方>
 - ・新たに65歳に到達した方
 - ・年度途中で他市町村から転入した方
 - ・天引き対象年金が停止された方
 - ・現況届(年金支払元より送付されるもの)が期日内に提出されなかった場合
 - ・他の年金と併給調整がなされている場合
 - ・過去の年金記録等の判明により、年金の裁定が行われた場合
- ・年金権を担保に供し、返済中の方
- ・本算定以降に保険料年額が下がった方

■普通徴収

特別徴収以外の方は普通徴収(直接納付)となり、納付書などで毎月(年12回)の納期限内に納めていただくことになります。

【納付方法について】

①口座振替 — 熊本市では便利な口座振替への手続きを進めています。—

- 区役所、総合出張所及び国保年金課の窓口(ペイジー口座振替受付サービス)で下記の金融機関のキャッシュカード(代理人・法人・家族カード不可)を使って、暗証番号を入力するだけでお申し込みができます。
 - ◎ご利用できる金融機関
「肥後銀行」「熊本銀行」「熊本信用金庫」「熊本第一信用金庫」「熊本中央信用金庫」
「熊本県信用組合」「九州労働金庫」「ゆうちょ銀行」「熊本市農業協同組合」「鹿本農業協同組合」
「熊本宇城農業協同組合」
- スマートフォンやパソコンを使って熊本市のホームページからお申し込みができます。下記の金融機関のキャッシュカード(代理人・法人・家族カード不可)と介護保険料の「通知書番号」(頭の0を含む12桁の番号)をご用意ください。
 - ◎ご利用できる金融機関
「肥後銀行」「熊本銀行」「熊本信用金庫」「熊本第一信用金庫」「熊本中央信用金庫」
「熊本県信用組合」「ゆうちょ銀行」「九州労働金庫」

詳しくは熊本市ホームページをご覧ください。



←スマホからアクセス

- 金融機関・郵便局窓口で介護保険料納付通知書、納付義務者の認印、通帳とその通帳の届出印を持ってお申し込みください。
 - ◎ご利用できる金融機関は納付通知書(領収済通知書)の裏面「熊本市指定金融機関」及び「熊本市収納代理金融機関」に記載のある金融機関です。

ご注意!!

保険料は毎月、月末に引き落とされます。ただし、末日が休業日の場合は翌営業日となります。なお、12月期分については、年内の金融機関最終営業日が振替日となります。

②納付書払

納付場所は下記の通りです。

- ◎納付通知書(領収済通知書)の裏面「熊本市指定金融機関」及び「熊本市収納代理金融機関」に記載のある金融機関。
- ◎郵便局 沖縄県を除く九州内の各郵便局(ただし、納期限内に限る。)
- ◎熊本市役所国保年金課、各区役所(東・西・南・北)区民課及び各総合出張所
- ◎コンビニエンスストア等で、ご利用できる店舗は次の通りです。
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ポプラ、ミニストップ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、料金収納端末MMK設置店
※ただし下記の納付書はコンビニエンスストア等にてお取り扱いできません。
・バーコードの印字がない納付書・破損等でバーコードが読み取れない納付書
・1枚の金額が30万円を超える納付書・金額を訂正した納付書

③モバイル決済サービス

銀行やコンビニへ行かなくても、納付ができます！

- ◎対象のアプリをダウンロードし、納付書のバーコードを読み込むことによりお支払いが可能です。
- ◎利用できるモバイル決済サービスは「PayPay請求書払い」「LINE Pay請求書支払い」「PayB」「auPAY請求書支払い」「楽天銀行コンビニ支払サービス(アプリで払込票支払)」「d払い請求書払い」です。アプリのインストール方法をはじめとする各サービスの詳細については、提供元のホームページ等でご確認ください。



【ご利用の際の注意事項】

- 領収証書は発行されません。支払履歴はアプリ内の履歴等でご確認ください。
- 領収証書を必要とする場合は、納付書裏面に記載の金融機関または、コンビニエンスストア等の窓口で納付してください。



モバイル決済サービスは、アプリで納付書のバーコードを読み込むことにより、そのアプリ内でお支払いができるサービスです。市の施設や金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で納付する場合は、現金によるお支払いのみになりますのでご注意ください。

■普通徴収から特別徴収へ切り替わる対象者

介護保険法により、次の対象者が普通徴収(口座振替等による納付を含む)から特別徴収へ切り替わるようになります。ただし、年金の支給状況等によって開始が前後する場合がありますので、ご了承ください。

| 対 象 者 | 特別徴収開始月 |
|--------------------------------|---------|
| 3月から8月までに65歳到達した方や熊本市に転入した方。 | 翌年4月 |
| 9月から10月までに65歳到達した方や熊本市に転入した方。 | 翌年6月 |
| 11月から12月までに65歳到達した方や熊本市に転入した方。 | 翌年8月 |
| 1月から2月までに65歳到達した方や熊本市に転入した方。 | 同年10月 |



■40歳以上64歳以下の方(第2号被保険者)の介護保険料

介護保険料の額は、加入している医療保険の中で算定され、医療保険料と一括して納めます。

●国民健康保険に加入している方

介護保険料は国民健康保険料の算定方法と同様に世帯ごとに決定されます。

納め方 ●●● 国民健康保険料と介護保険料を合わせて国民健康保険料として世帯主が納めます。

●職場などの医療保険に加入している方

医療保険ごとに設定されている介護保険料率と給与(標準報酬月額)に応じ、決定されます。

納め方 ●●● 介護保険料と医療保険料を合わせて給与から徴収されます。40歳以上64歳以下の被扶養者は保険料を個別に納める必要はありません。



こたえ



◎介護サービスを利用する際に、給付の制限を受けることがあります。

●1年以上滞納した場合

介護サービスを利用するとき、いったん費用の全額が自己負担となり、申請により後から介護給付にあたる9割分(高額所得の方は7割~8割分)が払い戻されます(償還払)。また、1年6ヶ月以上滞納した場合は、払い戻しとなる9割分(高額所得の方は7割~8割分)が差し止められ、差し止められた分から未納保険料が差し引かれる場合があります。

●2年以上滞納した場合

保険料の未納期間に応じて、利用者負担が1割または2割負担の場合は3割、3割負担の場合は4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等の給付が受けられなくなります。



保険料を滞納したらどうなるのですか？

5 介護保険料のしくみ

介護保険料の減免

1. 低所得者減免

介護保険料の所得段階が第2・3段階の方で、次の1から5の全ての要件に該当する方は、保険料が第1段階の額に減額される場合があります。

- 1 世帯の年間収入見込額（給与、年金、事業収入等全ての収入）が減免基準額（下表参照）を超えない方。
- 2 市民税が課税されている方の健康保険などの医療保険において、被扶養となっていない方。
- 3 預貯金額が単身世帯で200万円、2人世帯で400万円、3人世帯以上で500万円を超えない方。
- 4 本人及び同一世帯の方が、居住用以外に処分可能な土地・家屋を有していない方。
- 5 介護保険料の滞納がない方。

○減免基準額

| | 収入基準額（年額） | 預貯金基準額 |
|------------------|-----------|--------|
| 単身世帯 | 100万円 | 200万円 |
| 2人世帯 | 150万円 | 400万円 |
| 3人世帯 | 200万円 | 500万円 |
| 4人世帯 | 250万円 | 500万円 |
| 以後1人増えるごとに50万円加算 | | |

※障害者加算：世帯員に生活保護による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第2章の2の規程に定める障害者加算の対象者がいる場合は、同基準に基づき算定した額を収入基準額に加算します。



2. 災害・著しい収入減等による減免

低所得者減免の他に、次のような特別な事情があった際にも保険料の減免が受けられる場合があります。詳しくは、各区役所の福祉課までお問い合わせください。

- 世帯の生計維持者が震災、風水害、火災等により住宅、家財またはその他の財産に著しい損害を受けた場合
- 世帯の生計維持者が死亡または心身に重大な障害を受けたこと、もしくは長期間入院したことにより、収入が著しく減少した場合
- 世帯の生計維持者の収入が事業または業務の休止や廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
- 世帯の生計維持者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害などによる農産物の不作、不漁などにより著しく減少した場合
- 世帯主またはその世帯に属する被保険者が居住用財産を債務返済のために譲渡した場合
- 世帯主またはその世帯に属する被保険者が居住用財産を公共事業のために国または公共団体へ譲渡した場合
- 世帯主またはその世帯に属する被保険者が居住用財産を譲渡し、前後1年以内に新たな居住用財産を取得した場合

○減免を受けるためには、各区役所福祉課への申請が必要となります。

○減免申請は随時受け付けておりますが、審査結果は保険料年額が確定する8月以降に通知します。

○特別徴収の場合、払い過ぎを防ぐため、減免決定後は年金からの天引きを停止します。年金の受給状況に変わりがなければ翌年度10月から天引きが再開されます。再開されるまでの期間は普通徴収（納付書払・口座振替等）でのお支払いとなりますので予めご了承ください。

還付金詐欺に注意!!



市役所の職員を名乗り、還付金の手続きについての電話が多数発生しています。市役所から電話にて還付金のご案内をすることはありません。このような電話があった場合は一旦電話を切り、ご家族や警察にご相談ください。